

大和市公告第76号

次のとおり公共下水道供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。なお、その関係図面は、平成30年8月23日から同月31日まで大和市都市施設部河川・下水道整備課において一般の縦覧に供する（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

平成30年8月23日

公共下水道管理者

大和市長 大木 哲

- 1 供用及び下水の処理を開始する年月日
平成30年9月1日
- 2 供用及び下水の処理を開始する区域
大和市下福田土地区画整理事業区域
大和市福田字甲四ノ区の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別に定める縦覧図のとおり。
- 4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別
分流式（汚水）
- 5 処理を行う終末処理場の位置及び名称
位置 大和市深見3811番地
名称 大和市中部浄化センター